



2022年2月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁
(コード番号：6548 東証マザーズ)

問い合わせ先 執 行 役 員 岩 田 静 絵
コーポレート本部長

TEL. 03-5956-3044

当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ

このたび、当社においてサービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）給付金の受給を申請していた取引について、事実関係の精査が必要となるもの（以下、「本件事案」といいます。）があることが判明いたしました。これを受け、当社では、本件事案の事実関係の解明のために調査委員会を設置することにいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 外部調査委員会設置の経緯

本日、当社取締役会に対し、当社リスクコンプライアンス委員会より、Go To トラベル事業給付金の受給を申請していた取引の一部に、宿泊等の実態がないために給付金の受給対象とならない可能性を否定できない取引が存在し、当該取引がなされるに至った経緯、当該取引への当社の関与の実態その他の事実関係について精査が必要となるとの報告を受けました。

当社は本件事案について、調査委員会を設立し、実態把握の調査を実施してまいります。

なお、本件の対象となる金額の総額は、Go To トラベル事業給付金の申請額として、630百万円、また、それに伴う仕入先に対する債務残高として、313百万円を認識しております。ただし、上記記載の金額は監査法人による2022年3月期第3四半期の四半期レビューを受ける前の金額となっております。

2. 調査委員会の構成

調査委員会は、調査の実効性と透明性を確保するため、当社と独立した外部の専門家である西村あさひ法律事務所の弁護士を構成員とし、委員長は西村あさひ法律事務所の高橋 宏達 弁護士となり、当社は、当該調査に全面的に協力してまいります。

3. 業績に対する影響について

調査委員会による今後の調査を踏まえて、速やかにお知らせする予定です。

4. 今後の対応について

調査委員会による調査結果につきましては、速やかにお知らせいたします。

なお、本件事案による当社決算への影響を精査するために一定の時間を要しますことから 2022 年 2 月 10 日に予定しております 2022 年 3 月期第 3 四半期の決算発表を延期させていただきます。決算発表予定日に関しては、決まり次第、改めてお知らせいたします。

以上